〇無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

傍線部分は改正部分)

るもの 又は五四・二七品 を超え五五・二七 出 以下の周波数の電波を使用す

イ~ハ

別表第一号 (第5条関係)

機 (器)

注1~30 (器)

- 31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波 おりとする。 の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のと
- $(1) \sim (6)$ (器)
- 放送中継を行う無線局等の送信設備
- 番組素材中継を行う無線局の送信設備
- (ア)・(イ) (器)
- (ウ) X7W電波 1,240MHz を超え13.25GHz 以下の周波数の電 波を使用するもの 7(10-6)以下

(I) · (J) (器)

トセ (器)

 $(8) \sim (18)$ (器)

32~54 (累)

別表第二号(第6条関係

表 (略)

第1~第9 (器)

をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定 10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第

- 番組素材中継を行う無線局
- $(1) \cdot (2)$
-) 1, 240MHz を超え 1, 300MHz 以下、2, 330MHz を超え 2, 370MHz 以下、5, 85GHz を超え 5, 925GHz 以下、6, 425GHz を超え 6, 57GHz 以下、6, 87GHz を超え 7, 125GHz 以下、10, 25GHz を超え 10, 45GHz 以 下、10. 55GHz を超え 10. 68GHz 以下又は 12. 95GHz を超え 13. 25GHz

イ~ハ

別表第一号 (第5条関係)

表 (器)

注 1~30

(器)

- 31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のと おりとする。
- $(1) \sim (6)$
- 放送中継を行う無線局等の送信設備
- ア 番組素材中継を行う無線局の送信設備
- (7) (1) (略)
- (ウ) X7W電波 <u>5.85GHz</u>を超え13.25GHz 以下の周波数の電波を 使用するもの 7 (10-6) 以下
- (I) (J) (器)

(器)

 $(8) \sim (18)$ (器)

 $32 \sim 54$ (器)

別表第二号 (第6条関係)

贵 (器)

第1~第9 (器)

第10 (回左)

- 番組素材中継を行う無線局
- 6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、 10. 55GHz を超え 10. 68GHz 以下又は12. 95GHz を超え 13. 25GHz 以 下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備 5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、

以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備アンスの間波を使用するものであって、伝送容量が 51Mb/s を

X7W電波を使用するものであつて、伝送容量が51Mb/s以 下のもの 8.5MHz

(器)

2 • 3 (器)

第11~第64

超え 105Mb/s 以下のもの 17.5MHz

ア X7W電波を使用するものであつて、伝送容量が51Mb/sを 超え105Mb/s以下のもの 17.5MHz

×7W電波を使用するものであつて、伝送容量が51Mb/s以 下のもの 8.5MHz

(器

2· 3

第11~第64